

平成 25 年度植物防疫事業・農薬安全対策の 進め方について

農林水産省消費・安全局 植物防疫課
農産安全管理課農薬対策室

はじめに

食生活の多様化や物流の高度化に伴い、我が国に輸入される農産物の品目・相手国の多様化が進んでいることや、栽培体系の変化や気温上昇により病害虫の発生状況が変化してきていることから、病害虫の侵入・まん延を防止する植物防疫の果たす役割は引き続き大きい。こうした情勢を踏まえ、各都道府県と国が連携して病害虫のまん延防止を図るとともに、食の安全確保や環境にも配慮した病害虫防除技術の確立を推進するなど、必要な施策を総合的に講ずることとしている。

農薬の安全対策については、農薬登録制度を通じた安全な農薬の確保と、その適正な使用の推進が基本である。そのため、国際的な動きに対応した農薬登録制度の改善や科学に基づく審査体制の整備を進めるとともに、多様な農薬使用者に対して、農薬使用基準の遵守を徹底していく必要がある。このような取組により、生産者に対してより安全で質の高い農薬を安定的に供給するとともに、最終的には、消費者に対して安全で高品質な農畜産物を安定的に供給していく。

I 平成 25 年度予算編成について

植物防疫対策に関する平成 25 年度予算においては、地域特産物への農薬適用拡大に向け、必要な試験の実施などへの支援を新たに行うとともに、プラムボックスウイルス（ウメ輪紋ウイルス）などの農業生産に甚大な被害を与える重要病害虫の侵入・まん延防止および根絶に向けた防除対策の実施などの植物防疫をめぐる重要課題に重点を置いている。

一方、農薬安全対策に関する平成 25 年度予算としては、農薬使用者や販売者への講習・指導、農作物や土壌等への残留状況の調査および分析機器の整備、埋設農薬の処理に係る行動計画の管理、作物残留試験成績の信頼性確保のために行う試験従事者への研修等に対して、引き続き支援する。

また、農薬の農産物への残留などに関する各種規制に

ついて、国際機関などの新たな勧告や科学的知見に基づく検証および見直しを的確に行うため、各種の調査・試験を実施する。

II 発生予察手法の改善などの検討について

我が国の安定的な農産物生産のみならず、消費者が求める高品質の農産物の供給には、病害虫の防除は不可欠である。他方、国民・消費者の環境に対する関心が高まっており、病害虫防除にも環境への負荷低減が求められている。このため、農薬だけに依存した防除から、複数の防除技術を取り入れた環境負荷を低減する作物管理の概念である総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management: IPM）を導入した防除体系への転換を推進しているところである。

効率的かつ効果的な防除を行い、IPM を実効性の高いものにするためには、病害虫の発生動向を的確に把握する必要がある。しかし、新たに我が国に侵入し、施設栽培などで減収減益をもたらしている昆虫が媒介するウイルス病や、生産圃場周辺環境や生産体系の変化により新たに顕在化した病害虫については、適時の防除実施が困難となっている。この要因の一つには、発生予察の手法が未策定であるために的確な発生状況が把握できず、効率的・効果的な防除に至っていないことが挙げられている。

このため、平成 22 年度から既存の発生予察の調査手法に改良を加えるとともに、手法が未確立であった病害虫に対する調査手法の策定などを行い、的確な病害虫発生予察情報に基づく効率的・効果的な防除が可能となる防除技術を確立する「発生予察の手法検討委託事業」を実施している。平成 25 年度も引き続き、防除技術の確立のため、本事業を実施していくこととしている。

III 農林水産航空事業を巡る状況について

有人ヘリコプターおよび無人のヘリコプターによる農薬の空中散布は、水稻の病害虫防除を中心に、防除作業を省力化する重要な手段として実施されている。特に、無人ヘリについては、ほかに代えることのできない防除方法として、なくてはならない存在とされている地域も

あり、農産物の安定生産の重要な役割を担っている。

一方、国民の環境問題や健康に対する関心の高まりから、空中散布などに対して安全対策の徹底などが求められており、無人ヘリコプターの事故防止の取組として、平成23年度から都道府県と国との間で、事故情報の収集体制を強化した。

今年度の無人ヘリコプターの事故情報の報告は25件であり、昨年度(45件)と比べ大幅に減少したものの、依然として、事前の確認不足や障害物に向かって機体を飛行させたことを原因とする、電線などの架線への接触事故が多いことが明らかとなった。

農林水産省では、平成24年度に発生した事故の情報を分析し、平成25年度以降の安全対策に反映させるため、以下の通り事故防止のポイントを整理して公表したところであり、無人ヘリコプターによる空中散布などが安全かつ適切に実施されるよう、都道府県などの関係機関と連携して指導に努めることとしている。

- ①実施主体は、電線や建造物等の障害物だけでなく、飛行経路、オペレーターおよび合図マンの配置位置を具体的に書き込んだ圃場地図を作成する。
- ②実施主体は、1日の作業時間が長時間に及ばないよう、休憩時間にも留意して、作業班の編成の工夫を行い、オペレーターの連続作業時間は、1時間程度とする。
- ③事故防止対策、事故情報等が確実に伝達されるよう、都道府県庁と事業実施主体の連絡体制を構築する。
- ④オペレーターは、圃場地図に書き込んだ飛行経路の通りに機体を飛行させる。その際、適切な飛行高度および飛行速度を遵守する。
- ⑤合図マンは、機体と障害物の距離が正確にわかる位置から、的確に障害物やエンドライン等との距離を伝達する。

IV 地域特産作物への農薬適用拡大について

地域特産作物は、地域において付加価値の高い農業経営を確立するうえで重要な品目であり、その生産振興を図ることが必要である。一方これらの地域特産作物については、生産量が少ないことなどから、使用できる農薬が少ないことが多く、安定的かつ高品質な生産を推進するためには、これらの地域特産作物に使用可能な農薬の適用拡大に取り組むことが必要である。

しかし、農薬の登録に必要な試験データの収集にあたって、作物由来の成分により試験が困難となるなどの技術的課題が生じている地域特産作物について、農薬の適

用拡大の取組が遅れている。

このため、平成25年度より、技術的課題が生じている地域特産作物での農薬の適用拡大の加速化を図るため、民間団体などが行う農薬の適用拡大に必要な試験方法の確立および薬効、薬害等の試験実施の支援を行う。

V 植物検疫の諸課題について

1 国内検疫について

農業生産に多大な被害を与える重要な病害虫の侵入・まん延を防止するためには、輸入時のいわゆる「水際」での検疫措置のみならず、国内においても適切な対策を実施することが重要である。これらの病害虫の侵入を可能な限り早期に発見し、防除・封じ込めを迅速・的確に行うことにより定着・まん延を未然に防止することを目的として、都道府県および植物防疫所は、全国の生産地や輸入港等において、火傷病菌やミカンコミバエ種群等を対象とした侵入警戒調査を実施している。

具体的な取組として、かんきつ類などに感染し、収量の低下、感染樹の枯死等の大きな被害をもたらすカンキツグリーニング病菌(奄美群島の一部および沖縄県で発生)や、サツマイモなどを食害し、塊根に独特の臭気を発生させて食用に適さなくするアリモドキゾウムシ(トカラ列島、奄美群島、沖縄県、小笠原諸島で発生)等、国内の一部の地域のみで発生している重要な病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延の防止に努めるとともに、ウメやモモ等に感染して重大な被害を与えると報告があるウメ輪紋ウイルス(東京都青梅市、兵庫県伊丹市他10市町で発生)を対象とした緊急防除を行っており、都道府県や植物防疫所が協力して早期の根絶に向け全国レベルでの発生調査や発生地域における感染植物の処分などの取組を実施している。

また、平成6年度から、沖縄県が久米島などにおいてサツマイモなどの害虫であるアリモドキゾウムシの根絶に取り組んできた結果、昨年12月をもって、植物防疫所が同虫の根絶を確認した。このため、現在、同虫に係る移動規制対象地域から久米島などを除外するため、植物防疫法施行規則を改正するための手続きを進めているところである。ただし、久米島などにはサツマイモなどの害虫であるイモゾウムシが発生していることから、植物防疫法施行規則が改正された後も引き続きサツマイモなどは移動規制の対象である。

2 植物防疫所の体制など整備について

植物防疫所では、水際における植物検疫業務を適正かつ円滑に行うため全国に5本所、16支所、47出張所の体制のもと人員配置を行っており、平成25年度末の植

物防疫官数は 873 人となる予定である。

平成 25 年度においては、ウメ輪紋ウイルスに係る緊急防除など国内新規発生病害虫や輸出国の検疫措置要求の複雑化に的確に対応するため、組織体制の見直しを行い、横浜、神戸の輸出および国内検疫担当を輸出検疫担当と国内検疫担当に明確化するほか、那覇空港の新国際線ターミナルの供用開始や千葉県下における栽培園場等での輸出検査増加などに対応するよう、検査体制の強化を図ることとしている。

さらに、調査研究部の実験室を改修整備し、輸入検査時の血清学的診断や遺伝子診断等の精度の高い検査手法の開発を効率的に実施することとしている。

3 輸出植物検疫の取組について

現在、農林水産省では、植物検疫上の理由で輸出ができない品目について、輸出相手国内の需要および国内産地の輸出を行う意欲・能力を踏まえ、輸出相手国に対し、解禁要請を行っている。

例えば、中国向けのぶどう、かんきつ類等、韓国向けのりんごおよびなし、豪州向けのぶどうおよびもも等 5 か国 13 品目について、我が国の病害虫の発生状況や生産地での防除等の情報の提供、輸出相手国の植物検疫要求事項を満たすための検疫措置の提案等解禁に向けた対応に努めているところである。

また、逐次、相手国の検疫条件に関する説明会の実施、および新鮮な農産物の輸出を可能とするための集荷地における輸出検査の実施にも取り組んでいるところである。

一方、輸出相手国の輸入時の検査では、検疫病害虫の発見や、残留農薬の検出等により、不合格となるケースがある。我が国の農産物を継続的に輸出していくためには、諸外国の輸入条件に合致した農産物を輸出することが不可欠であり、今後関係機関と連携して産地に対する指導、助言、情報提供等を行っていくこととしている。

4 国際条約について

国際植物防疫条約（IPPC）事務局が IPPC 第 10 条に基づき作成する植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）は、平成 25 年 2 月末時点で 36 本策定されている。これは SPS 協定に規定された「国際的な基準」であり、各国は原則として ISPM に基づいた植物検疫措置をとる必要がある。

毎年追加策定されている ISPM の内容が、我が国の植物防疫や貿易に与える影響が大きくなってきていることから、我が国の知見や意見を ISPM に反映させ、国際貢献を行うため、ISPM の策定過程に積極的に参加することとしている。

5 輸入植物検疫の見直し

近年、多様な農産物が輸入されるようになってきているが、これは消費者の食生活の多様化に資する一方で、我が国に存在しない病害虫の侵入リスクを増大させているという側面もある。このため、農林水産省では、科学的根拠に基づく病害虫リスクアナリシスを行い、リスクに応じた検疫措置を行うよう輸入植物検疫制度の見直しを行った。具体的には、平成 23 年 3 月 7 日に植物防疫法施行規則などの関係法令を改正し、検疫の対象とする病害虫 724 種を明示するポジティブリスト制度に移行するとともに、従来の検疫措置の見直しを行い、寄主植物の輸入禁止や輸出国での栽培地検査等に加え、輸出国において輸出前に熱処理や遺伝子診断の実施を求める等の検疫措置の強化を図った（第 1 次改正）。平成 24 年 7 月 25 日に見直しのため関連法令の改正（第 2 次改正）を行い、新たに検疫対象の病害虫を追加し、現在 778 種を明示している。

農林水産省では、引き続き科学的知見を幅広く収集し、それらに基づくリスクアナリシスを行うことにより継続的な見直しを実施し、より一層的確で効率的な輸入植物検疫体制を構築していくこととしている。

VI 農業安全対策の一層の推進

1 農業登録制度の見直し

農薬の安全性を適切に評価するためには、農業登録に関する国際動向を注視しつつ、最新の科学に基づいて農業登録制度を適切に見直していくことが重要である。このため、平成 21 年にとりまとめた「我が国における農業登録制度上の課題と対応方針」に基づき、優先度をつけながら各種課題の具体化を進めているところである。

昨年 9 月には、人の健康や環境への影響の有無を判断した科学的根拠をわかりやすくお示するとともに審査の透明性を確保するため、新たに審査報告書を作成し公表した。今後、新規有効成分を含む農薬の登録にあたって、審査報告書の作成・公表を進めていくこととしている。また、今後、Codex の食品分類を基本としつつ我が国の実状を反映した作物分類の策定、農業登録申請時の申請資料の様式の見直し（OECD ドシエ導入）、家畜代謝・家畜残留試験のガイドラインの導入に向けた検討を進めていくほか、使用時安全に係る評価法の改善や再評価制度の導入等の課題についても、引き続き取り組んでいくこととしている。

2 生産段階における農薬の適正使用などの徹底について

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農林水

産省は、農薬の適正な使用の指導を徹底してきた。しかしながら、依然として農薬残留基準値の超過事案が散見されている（過去 5 年間で約 100 件）。

基準値超過の発生をさらに減らしていくには、ただ農薬の適正使用を訴えるのみでは限界があり、その真の原因に則した再発防止策を、農薬の使用にあたって特に注意すべき事項として重点的に指導していく必要がある。このため、基準値超過が明らかとなった場合には、まずは都道府県において、徹底的な原因究明を行っていただくこととしている。農薬使用者の記憶が曖昧であったり、農薬の使用履歴の記録が不十分であったりすれば、調査が困難となることが予想されることから、場合によっては、幾通りかのシナリオを想定し、検出された農薬の残留濃度からして納得のいくものであるかどうか比較考量するなどのプロセスも必要となる。

最終的に結論が推定を含むものとなったり、原因が一つに絞られなかった場合でも、調査の結果は、講じられた再発防止策などとともに地方農政局などを通じて農林水産省に報告いただくこととしている。報告内容が、同様の状況下での基準値超過の再発を防止するうえで重要であると判断されれば、速やかに全国の都道府県に情報提供させていただくこととなる。また、諸般の事情に鑑みて、農薬の使用基準違反や農薬の飛散、防除器具の洗浄不足等の問題がないにもかかわらず基準値超過が発生していると判断される場合には、国において、当該農作物の品種、栽培体系、農薬の散布方法等に農薬登録の際には想定していなかったような変化が生じていないか、農薬登録のために実施した作物残留試験で農薬残留のばらつきを捉えきれていたか等について考察し、必要に応じて使用基準や農薬残留基準値の変更を検討することとなる。

3 住宅地周辺における農薬散布について

農薬の散布による周辺住民や通行人への健康被害を防止するため、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11697 号、環水大土発第 070131001 号）に基づき、農家はもとより、学校、病院、保健所等の公共施設内、街路樹、住宅地およびその周辺の庭木、家庭菜園における農薬使用者などに対し、農薬以外の防除手段の検討や、やむを得ず農薬を使用せざるを得ない場合の飛散防止対策の実施および周辺住民などへの事前周知を指導してきた。しかしながら、都道府県や市町村の関係部局において同通知が十分に周知されていない例も散見されている。

このため、平成 24 年度に同通知の内容を見直し、パブリックコメントの実施を経て、新たな通知がまもなく発出される予定である（平成 25 年 3 月 29 日時点）。新たな通知では、住宅地周辺の農地における対策と、公園、街路樹等の農地以外の場所での対策とを分けて指導事項の明確化を図ったほか、地方自治体の施設管理部局などが防除業者などに委託して病害虫防除を行う際に、当該防除業者などに同通知に規定する取組を確実に実施させるための手段を提示している。

平成 25 年度以降、新たな通知に基づく指導を展開していくこととなるため、都道府県職員に対する研修の要望などがあれば、農林水産省および環境省において可能な限り対応させていただくこととしている。

お わ り に

これらの植物防疫に係る課題に的確に対応するため、農業者、都道府県、国、民間の各分野を越えて、我が国の植物防疫関係者が一体となった取組が必要である。本誌読者の皆様にも、一層のご支援とご指導をお願いしたい。